

こんなときは、 NOSAIへ連絡をお願いします

- ◎樹園地に被害が発生したとき。
- ◎伐採、高接等樹園地の植栽内容に変更が生じたとき。
- ◎その他、加入申込書の記載内容に変更が生じたとき。



詳細はHPへ

果樹共済へのご加入にあたって

この説明書は、果樹共済へ加入される皆様にあらかじめご承知いただきたい重要事項です。ご熟読をお願い申し上げます。

- NOSAIで実施している農業保険事業は、農家（以下「加入者」といいます。）が不慮の事故によって受ける損失を補てんして農業経営の安定をはかることを目的とした公的農業保険制度です。
- 事業の運営は、NOSAIおよび国で行っています。NOSAIと国は保険関係を結ぶことにより2段階での危険分散をはかっています。
- 掛金は加入者と国が拠出し、加入者が被害を受け減収が一定割合以上となったときは、拠出された掛金の中から共済金を支払います。なお、被害が少ないときは、将来の共済金支払財源等に充てるために積み立てられます。※掛金と一緒に事務費をご負担していただきます。
- 大災害等で共済金の支払財源に不足が生じた場合は、共済金支払額の一部が削減される場合があります。
- 加入者が通常すべき管理や損害防止を怠ったとき、損害発生のお知らせを怠ったときおよび故意、重大な過失によって事実と反する通知をしたときなど組合規程に違反した場合は、共済金支払額の全部または一部を支払わない場合があります。
- NOSAIが保有する各種情報については、必要に応じて加入者の皆様に公開し、健全な事業運営に努めます。
- 加入申込書記載事項やその他知り得た個人情報、NOSAIが引受けの判断、共済金支払額の算定、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の保険事業の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

<金融サービス提供法に係る重要事項説明書>

組織再編のお知らせ

令和5年4月より県内11支所を4支所へ統合し、各拠点から農業経営をサポートします！

令和5年4月1日から

中央支所

令和5年3月31日まで

前橋支所 TEL.027-254-2070
伊勢崎支所 TEL.0270-62-9915

前橋市大友町1-3-12 1階

TEL.027-254-2070 FAX.027-254-2077

管轄エリア

前橋市・伊勢崎市・玉村町

令和5年4月1日から

西支所

令和5年3月31日まで

高崎支所 TEL.027-344-2181
藤岡支所 TEL.0274-24-3730
富岡支所 TEL.0274-62-2450

高崎市菊地町563

TEL.027-344-2181 FAX.027-344-2184

管轄エリア

高崎市・安中市・藤岡市・神流町・上野村・
富岡市・下仁田町・南牧村・甘楽町

令和5年4月1日から

北支所

令和5年3月31日まで

沼田支所 TEL.0278-23-5110
渋川支所 TEL.0279-26-2600
中之条支所 TEL.0279-75-2005

渋川市吹屋370 1階

TEL.0279-26-2600 FAX.0279-26-2601

管轄エリア

渋川市・吉岡町・榛東村・中之条町・東吾妻町・長野原町・嬬恋村・
草津町・高山村・沼田市・片品村・川場村・みなかみ町・昭和村

令和5年4月1日から

東支所

令和5年3月31日まで

太田支所 TEL.0276-20-9199
みどり支所 TEL.0277-76-9181
館林支所 TEL.0276-75-3311

太田市龍舞町589-3

TEL.0276-47-5600 FAX.0276-47-5601

管轄エリア

太田市・桐生市・みどり市・館林市・板倉町・
明和町・千代田町・大泉町・邑楽町

本所

前橋市大友町1-3-12 TEL.027-251-5631

家畜診療所

渋川市吹屋370 2階 TEL.0279-26-9550

(2023年)

安心のネットワーク
NOSAIぐんま



果樹 共済

備えの種をまこう。



©群馬県 ぐんまちゃん 00090-03

群馬県 / 群馬県農業共済組合



ノーサイくん

～農業保険への加入をおすすめします～

『果樹共済』は台風、ひょう害等の自然災害、火災、病虫害および鳥獣害などの不慮の災害等による損失を補てんできる制度です。また、青色申告を実施している方は、価格低下を始めとする、ほとんどのリスクを補てんできる『収入保険』に加入できます。安心・安全な経営のため『果樹共済』または『収入保険』への加入をおすすめします。
※果樹共済に自動継続特約が付加できるようになりました。

保険メニューの提案

青色申告を行っている。

はい

自然災害での減収や価格低下、病気やケガで営農ができない等による農産物の販売収入減少を補償してほしい。

はい

収入保険への加入をおすすめします。

※収入保険と果樹共済の比較はP.9をご覧ください。

いいえ

出荷資料または確定申告関係書類から、農産物の収穫量の減少を把握してもらい、補償してほしい。

いいえ

全相殺減収方式への加入をおすすめします。
(→P.2)

はい

いいえ

半相殺減収総合短縮方式への加入をおすすめします。
(→P.5)

全相殺減収方式

加入できるのは？

りんご・なしについて加入いただけます。

- 加入するためには、出荷資料・確定申告関係書類のいずれかの書類が必要になります。また、類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある方が加入できます。

出荷資料を提出していただく場合

それぞれの樹種で品種の収穫期ごとの早生・中生・晩生と分けて「類区分」を設定しています。また、同一の類区分の中で、価格差の大きい品種が含まれている場合には、さらに「細区分」を設定します。

確定申告関係書類を提出していただく場合

品目単位を「類区分」と設定します。また、過去4年間の収穫量等が把握できる場合は、申込者の記帳単位を「細区分」と設定できます。

どんな災害が対象になるの？



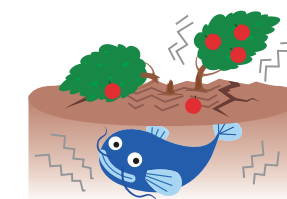
台風



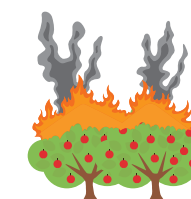
ひょう



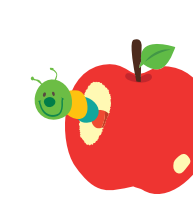
霜



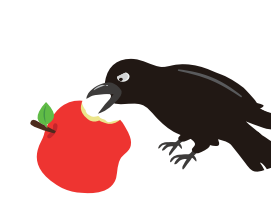
地震



火災



病虫害



鳥獣害

自然災害、火災、病虫害および鳥獣害が対象になります。

補償は？

補償割合	付保割合	補償額 (共済金額)	補償期間
80% 70% 60% } から選択	70% 60% 50% 40% } から選択	標準収穫金額 × 付保割合	花芽の形成期から その翌年の果実の 収穫期まで

※付保割合はNOSAIが補償する最高限度額を定める割合です。

※標準収穫金額は、過去4か年の出荷資料等から計算された標準収穫量に1kg当たり価額を乗じて算出したものです。

掛金はどれくらい？

共済掛金は、掛金総額の半額を国が負担します。
また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割引されます。

りんご補償額100万円で試算した掛金の目安

●全相殺減収方式に加入する場合

掛金総額 34,700円	
農家負担掛金 17,350円 (50%)	国庫負担掛金 17,350円 (50%)

●多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 34,700円		
農家負担掛金 11,278円 (32.5%)	国庫負担掛金 11,277円 (32.5%)	多目的ネット割引 12,145円 (35%)

なし補償額100万円で試算した掛金の目安

●全相殺減収方式に加入する場合

掛金総額 59,200円	
農家負担掛金 29,600円 (50%)	国庫負担掛金 29,600円 (50%)

●多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 59,200円		
農家負担掛金 14,800円 (25%)	国庫負担掛金 14,800円 (25%)	多目的ネット割引 29,600円 (50%)

【防災施設ごとの割引率】

[%]

樹種 \ 防災施設	防風 ネット	防ひょう ネット	防鳥 ネット	多目的 ネット	防霜 ファン	防蛾灯
りんご	5	-	-	35	5	-
なし	5	30	5	50	5	5

※複数の防災施設が設置してある場合は、合算した割引率が適用になります。

※一部園地に設置してある場合は設置園地のみ割引対象となります。

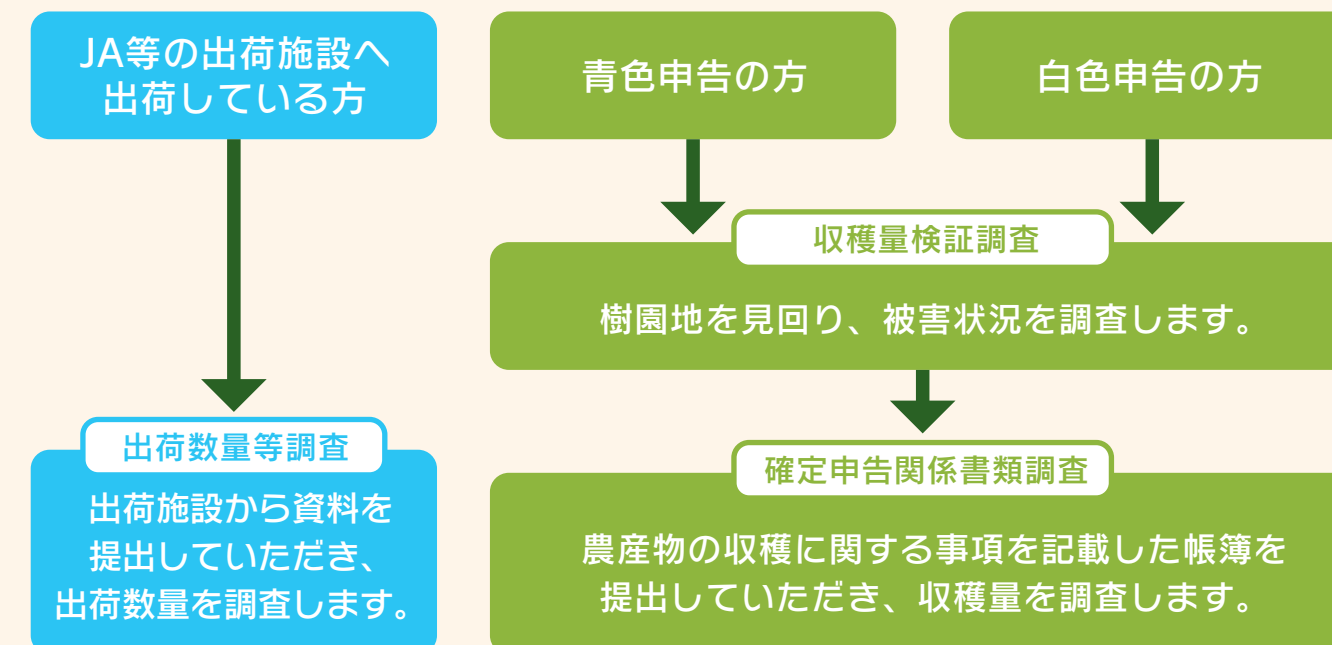
※割引率を適用した園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されます。

※掛金率は加入者ごとに設定されます。

被害が発生したら？

共済事故が発生したら **NOSAI** へ連絡してください。

損害評価方法



共済金の計算は？

その年の提出された出荷資料等により、損害割合を算出し共済金を支払います。

共済金の支払例

●補償額（共済金額）1,000,000円で、損害割合50%の場合

$$\text{共済金} 380,000\text{円} = 1,000,000\text{円} \times \text{支払割合} 38\%$$

※共済金は「損害割合」に応じた「支払割合」によって算出されます。

【損害割合別支払割合】

[%]

損害割合	21	31	40	50	60	70	80	90	100
全相殺減収方式	1	14	25	38	50	63	75	88	100

半相殺減収総合短縮方式

加入できるのは？

りんご・なしについて加入いただけます。

- それぞれの樹種で品種の収穫期ごとに早生・中生・晩生と分けて「**類区分**」を設定しています。
また、同一の類区分の中で、価格差の大きい品種が含まれている場合には、さらに「**細区分**」を設定しています。
- 類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある方が加入できます。
※栽培している全ての園地に加入していただきます。

どんな災害が対象になるの？



自然災害、火災、病虫害および鳥獣害が対象になります。

補償は？

補償割合	付保割合	補償額 (共済金額)	補償期間
70% 60% 50% } から選択	70% 60% 50% 40% } から選択	標準収穫金額 × 付保割合	発芽期から その年の果実の 収穫期まで

※付保割合はNOSAIが補償する最高限度額を定める割合です。

※標準収穫金額は、品種・樹齢等に応じて計算された標準収穫量に1kg当たり価額を乗じて算出したものです。

掛金はどれくらい？

共済掛金は、掛金総額の半額を国が負担します。
また、防災施設が設置してある場合は、掛金が割引されます。

りんご補償額100万円で試算した掛金の目安

- 短縮方式に加入する場合

掛金総額 30,800円	
農家負担掛金 15,400円 (50%)	国庫負担掛金 15,400円 (50%)

- 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 30,800円		
農家負担掛金 10,010円 (32.5%)	国庫負担掛金 10,010円 (32.5%)	多目的ネット割引 10,780円 (35%)

なし補償額100万円で試算した掛金の目安

- 短縮方式に加入する場合

掛金総額 48,000円	
農家負担掛金 24,000円 (50%)	国庫負担掛金 24,000円 (50%)

- 多目的ネットが設置されている場合

掛金総額 48,000円		
農家負担掛金 12,000円 (25%)	国庫負担掛金 12,000円 (25%)	多目的ネット割引 24,000円 (50%)

【防災施設ごとの割引率】

樹種	防災施設						[%]
	防風 ネット	防ひょう ネット	防鳥 ネット	多目的 ネット	防霜 ファン	防蛾灯	
りんご	5	-	-	35	5	-	
なし	5	30	5	50	5	5	

※複数の防災施設が設置してある場合は、合算した割引率が適用になります。

※一部園地に設置してある場合は設置園地のみ割引対象となります。

※割引率を適用した園地において、被害発生時に防災施設が設置されていなかった場合には、対象事故に係る減収量は分割されます。

※掛金率は加入者ごとに設定されます。

果樹共済と収入保険の比較

加入方式	New! 全相殺減収方式		おすすめ! 半相殺減収総合短縮方式		収入保険	
	りんご・なし		販売している全ての農産物		青色申告を行っている農業者	
加入品目	出荷資料または確定申告関係書類が提出でき、かつ、類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある農業者		類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある農業者		自然災害、病虫害、価格低下、およびケガ等による収穫不能など様々な収入減少	
加入資格	出荷資料または確定申告関係書類が提出でき、かつ、類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある農業者		類区分ごとに5アール以上の栽培面積がある農業者		個人：1～12月 法人：事業年度の1年間 (税の収入算定期間と同じ)	
対象となる被害	自然災害、病虫害、鳥獣害および火災等による収穫量の減少		その年の発芽期から収穫期まで		税の収入算定期間 開始の前々月 (個人の場合は11月まで)	
責任(保険)期間	その年の花芽の形成期から翌年の収穫期まで		2月5日から2月25日まで		保険期間の農産物の販売収入	
加入時期	5月10日 ^{注1} から5月31日まで		70・60・50%の中から加入者が選択		保険方式は80・70・60・50% 積立方式は10・5%の中から加入者が選択	
補償・支払の単位	類区分ごと ^{注2}		70・60・50・40%の中から加入者が選択		保険方式は90～50%、 積立方式は90～10%の中から加入者が選択	
補償割合	80・70・60%の中から加入者が選択		標準収穫金額 × 加入者が選択した付保割合		基準収入 ^{注3} × 加入者が選択した補償割合 × 支払率	
付保割合(支払率)	70・60・50・40%の中から加入者が選択		出荷資料や加入者が記帳した帳簿の収穫量を調査し、損害割合を算定		確定申告終了後、 保険期間の収入で 保険金の額を算定	
共済金額(補償額)	標準収穫金額 × 加入者が選択した付保割合		収穫期に着果数調査・ 果実品質調査および 果実重調査を行い 損害割合を算定		保険期間の収入が、選択した 補償割合を下回った場合に、 下回った額に支払率を乗じて算定	
損害評価の方法	出荷資料や加入者が記帳した帳簿の収穫量を調査し、損害割合を算定		損害割合に応じた支払割合を 共済金額に乗じて算定			
共済金の算定						

注1) 全相殺減収方式では、加入した翌年に収穫する果実が補償対象となります。
注2) 確定申告関係書類により加入する場合、補償・支払の単位は品目ごとになります。
注3) 基準収入とは、過去5か年の平均収入を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画を考慮して算定します。
※詳しい制度の説明についてはお近くのNOSAIまでお問い合わせください。